

移行時運営安定化事業（案）について

平成 21 年 8 月 26 日 京都府障害者支援課

移行時運営安定化事業については、厚生労働省から正式な事務処理要領は发出されておりませんが、厚生労働省からの情報等による現段階の概要は、以下のとおりですので、お知らせします。

今後、国の正式な通知の発出等により変更されることがありますので予めご了承ください。

<事業の概要>

I 事業の趣旨

○旧法施設が新体系サービスに移行すると、報酬が旧法施設時代の実績を下回ることがある。

○既に 9 割保障（特別対策）を受けている旧法施設の場合、新体系サービスに移行しても引き続き、移行前の水準を確保することができる。

しかし、移行前に 9 割保障を受けていない施設の場合、9 割保障を受けることになる水準まで、収入が低下する場合がある。

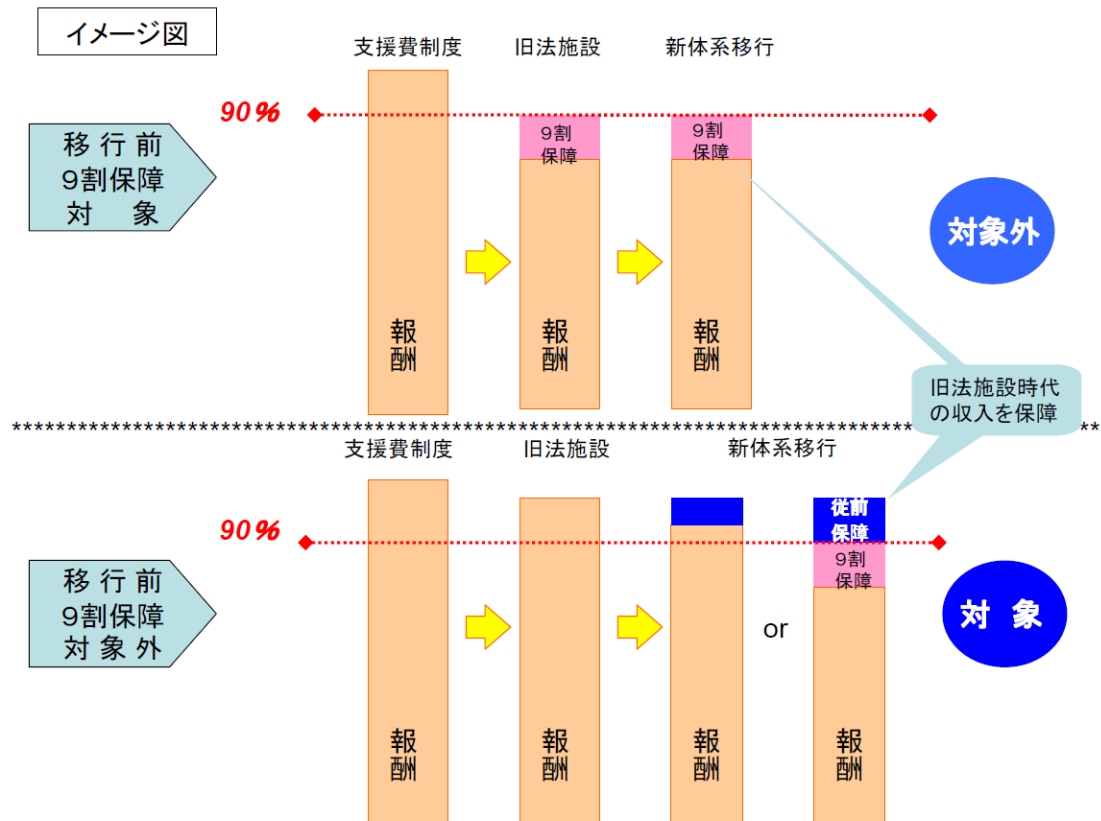


○このような場合に、従前の旧法施設の収入まで保障する。（差額を加算）

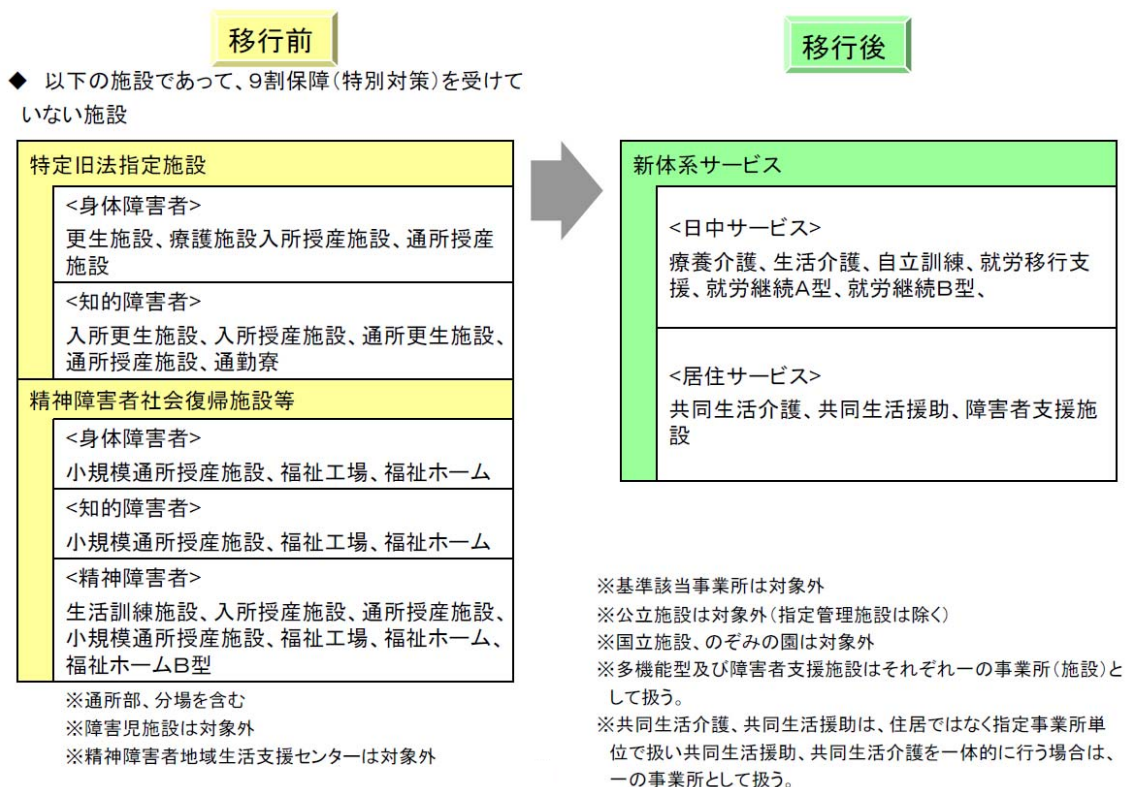
<具体的には>

- （１）平成 21 年 5 月以降に新体系サービスに移行した場合「新体系サービスに移行した月の前月の旧法施設の報酬実績額」と、「移行した後の報酬実績額」の差額を保障
- （２）平成 21 年 4 月以前に新体系サービスに移行した場合「新体系サービスに移行した月の前月の実利用者数で平成 21 年 4 月以降の旧法施設の報酬を算出した額」と、「移行した後の報酬実績の額」の差額を保障

※イメージ図は、次ページのとおりに。



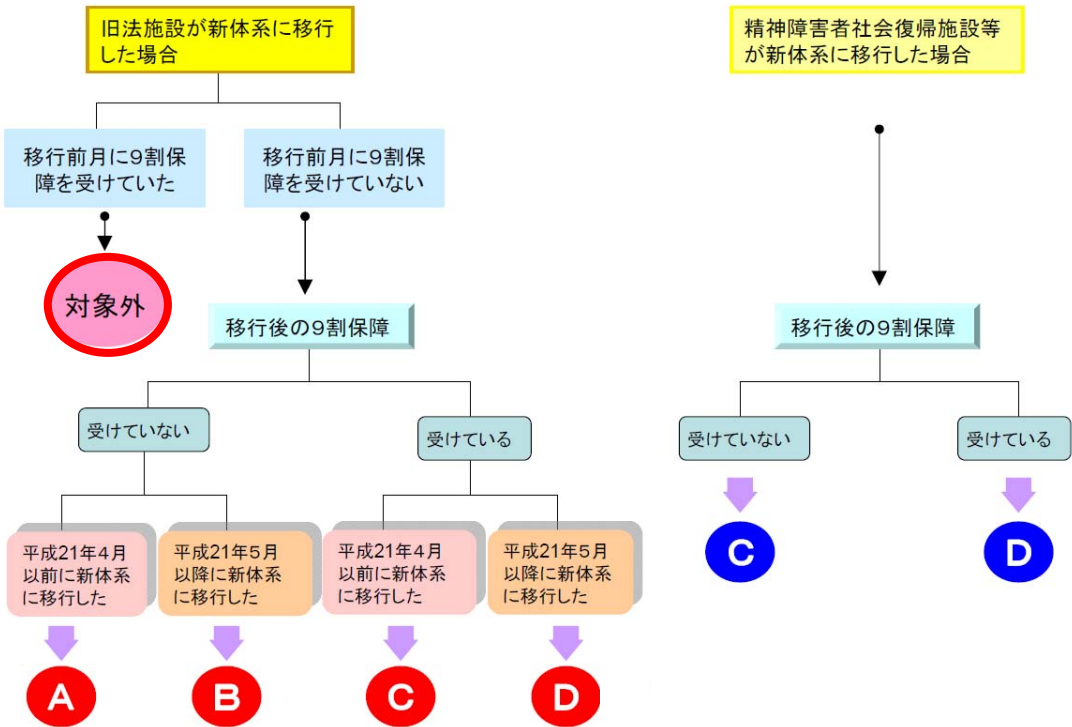
Ⅱ 対象となる施設



Ⅲ 事業開始時期

請求開始時期平成 21 年 10 月サービス提供分から

Ⅳ 移行時運営安定化事業の助成額の算定



1 旧法施設が新体系へ移行した場合

(1) 新体系移行後において9割保障の適用がない場合

ア 平成21年4月以前に新体系へ移行した場合

A

$$\frac{\text{補正した額①} - \text{新体系移行後の各月給付単位数③}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

イ 平成21年5月以降に新体系へ移行した場合

B

$$\frac{\text{新体系移行前月の給付単位数②} - \text{新体系移行後の各月給付単位数③}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

① 補正した額

新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額

② 新体系移行前月の給付単位数

新体系移行前月における当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費の「給付単位数」の合計額

③ 新体系移行後の各月給付単位数

新体系移行後の各月の当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費の「給付単位数」の合計額

④ 新体系実利用延べ日数

新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

⑤ 1単位の単価

厚生労働大臣が定める1単位の単価

(2) 新体系移行後において 9 割保障の適用がある場合

ア 平成21年4月以前に新体系へ移行した場合

C

$$\frac{\text{補正した額①} - \text{9割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times \text{1単位の単価⑤}$$

イ 平成21年4月以降に新体系へ移行した場合

D

$$\frac{\text{新体系移行前月の給付単位数②} - \text{9割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times \text{1単位の単価⑤}$$

① 補正した額

新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額

② 新体系移行前月の給付単位数

新体系移行前月における当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費の「給付単位数」の合計額

③ 9割保障を算定する際の保障単位数

事業運営安定化事業の「旧体系における激変緩和措置（90%保障）の助成をうけていない場合」に算出する旧体系における保障単位数のこと。

・ 9割保障を算定する際の保障単位数＝助成算定基準単位数＋加算給付単位数

→助成算定基準単位数＝{（「平成18年3月の実利用者数×30.4or22日×90%」×「改定前の区分A単位」）

－（「新体系移行前月の実利用延べ日数」×「新体系移行前月の区分A単位」）}×0.9（給付率）＋「新体系移行前月の基本報酬単位数（各種加算を除いたもの）」

→加算給付単位数＝新体系移行前月における1月間の加算給付単位数

④ 新体系実利用延べ日数

新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

⑤ 1単位の単価

厚生労働大臣が定める1単位の単価

2 精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行した場合

(1) 新体系移行後において 9 割保障の適用がない場合



$$\frac{\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額(月額)①} - \text{新体系移行後の各月給付単位数②}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

(2) 新体系移行後において 9 割保障の適用がある場合



$$\frac{\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額(月額)①} - 9 \text{ 割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

①新体系移行前年度の国庫補助基準額（月額）

- ・国庫補助基準額が年額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷12月÷10円
- ・国庫補助基準額が月額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷10円

②新体系移行後の各月給付単位数

新体系移行後の各月の当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費明細書中「給付単位数」の合計額

③ 9 割保障を算定する際の保障単位数

- ・国庫補助基準額が年額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷12月÷10円×90%
- ・国庫補助基準額が月額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷10円×90%

④新体系実利用延べ日数

新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

⑤ 1 単位の単価

厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）